

第114期 定時株主総会 招集ご通知



日時 2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号
当社 本店3階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締
役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与の
ための報酬改定の件

インターネット及び書面（郵送）による議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

※詳細につきましては、6～7頁をご参照ください。



【株主の皆様へ】
株主総会の内容（資料・動画）は、後日当社
WEBサイトに掲載いたします。
<https://www.yaginet.co.jp/ja/ir/index.html>

株式会社 **ヤギ**
証券コード：7460

株主の皆様へ



株主の皆様には平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。当社第114期定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集のご案内をいたします。

当連結会計年度は、不透明な市場環境の影響を受けマテリアルセグメントが低調に推移したものの、戦略的な出店を進めたブランド・リテールセグメントや、高付加価値提案を強化したアパレルセグメントが成長を牽引いたしました。この結果、全ての段階利益で2ケタ成長を達成し、2期連続で過去最高益を更新することができました。

さて、当連結会計年度は、中期経営計画「Heritage to the future」の最終年度でもありました。この3年間で進めてきたセグメント体制の確立と経営基盤の強化が「最高益」という形で結実し、次なる成長ステージへ向かう土台が整いました。

2027年3月期始動の「中期経営計画2029」では、新たな経営理念「Business to Belief」を策定いたしました。商取引の枠組みを超え、信念を軸とした価値創造を進化させる決意となります。本計画では、再定義した価値創造モデル【YAGI 140 MOMENTUM】を推進することで、収益事業で創出した利益を成長事業へ戦略的に再配分し、収益構造の転換を加速させてまいります。

さらに、株主還元についても、当連結会計年度の配当を前連結会計年度から66円増配の156円とし、翌連結会計年度からは総還元性向70%目途、配当性向40%以上へと方針を大幅に引き上げ、今後も持続的な企業価値向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役 社長執行役員

八木 隆夫

経営理念

Business to Belief

商いの先の、信じることへ。

VISION

- 「モノを売る」だけでなく、「コトを変える」。
- 売れるものより、残るものを。
- 取引ではなく、共創へ。
- 意味を問い続ける組織へ。

社是

終始一誠意

ヤギは、社是「終始一誠意」を規範とし、
新しい価値の創造とグローバルな挑戦を行い、
人々の生活によるこびを与え豊かな社会に貢献していきます。

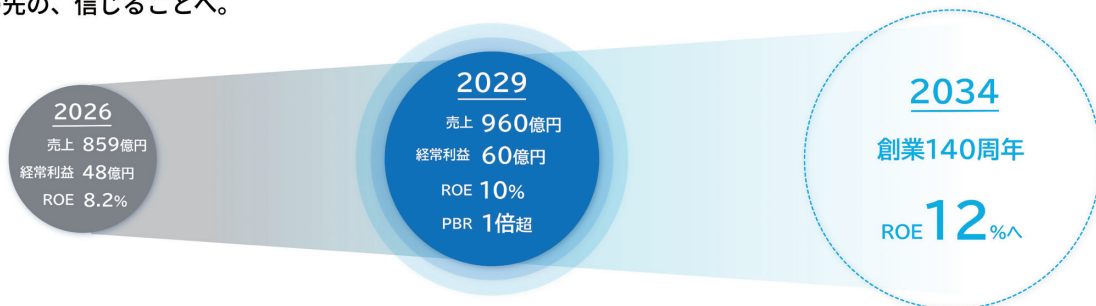
終始一誠意

目指す姿

Business to Belief

商いの先の、信じることへ。

「Business to Belief」の理念のもと、持続可能な競争優位を確立することで、創業140周年に向けた長期的な成長ストーリーを実現する。



持続的成長の基盤づくり

組織の土台を整備、事業ポートフォリオの見直しを進めることでセグメント体制の確立

持続可能な競争優位の確立

構築した基盤をさらに深化・拡大し、業界内で独自のポジションを確立

ヤギの成長ストーリーの実現

目指す姿に向かって明確化された成長戦略に基づき、リソース配分を行う

中計 2026

中計 2029

長期ビジョン

株主各位

大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号

株式会社 ヤギ

代表取締役
社長執行役員 八木隆夫

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.yaginet.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）

<https://www.soukai-portal.net>

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。

閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認ください。時間を置いて再度アクセスしてください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

1 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 当社 本店3階会議室

大阪府中央区久太郎町二丁目2番8号

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

報告事項

1. 第114期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第114期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

3 目的事項

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

4 議決権行使にあたっての注意事項

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、事業報告の「主要な事業内容」「主要な営業所」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yaginet.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載していません。従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※議決権行使書の郵送は不要です。

開催日時

2026年6月26日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 額

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年6月25日(木) 5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限：2026年6月18日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで

※お一人様につきご質問は3回まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より当社に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまのご関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて回答させていただきます。本株主総会当日に回答できなかったご質問については、後日当社ウェブサイトにて回答の掲載を予定しておりますが、すべてのご質問に回答するものではありません。また、個別に回答はいたしませんので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。



ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定した配当の継続と、経営基盤の強化に必要な内部留保をバランスよく実施する方針を維持しつつ、更なる資本効率の向上と最適な資本配分の実施を進めることで、配当性向を35%以上とすることを基本方針としております。

第114期の期末配当につきましては、上記の基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき106円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は876,562,018円となります。 また、先に1株につき50円の間配当をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき156円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）八木隆夫、山岡一朗、三橋大作、藤本貴史、八木靖之、長戸隆之及び玉巻裕章の7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、異論はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	八木 隆夫	代表取締役 社長執行役員	再任
2	三橋 大作	取締役 常務執行役員 アパレル第二本部長 兼 リテール本部長 兼 事業支援本部長	再任
3	藤本 貴史	取締役 常務執行役員 アパレル第一本部長	再任
4	長戸 隆之	取締役 上席執行役員 グローバルマテリアル本部長 兼 (株)ヴィオレッタ代表取締役社長	再任
5	杉岡 弘康	上席執行役員 ブランド本部長 兼 (株)WEAVA代表取締役社長	新任
6	平松 帝人	上席執行役員 経営統括本部長	新任
7	玉巻 裕章	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員

候補者番号

1

や ぎ たか お
八木 隆夫 (1973年4月9日生)

再任



略歴、地位及び担当

1999年4月	インドネシア石油株式会社 (現株式会社INPEX) 入社	2013年6月	当社取締役 管理本部長代理 (経営企画部・人事部・情報システム部・ 法務管理部担当)
2011年11月	株式会社ヤギ入社 当社経営企画室長代理	2014年6月	当社取締役 管理部門長
2013年4月	当社管理本部長代理 (経営企画部・人事部・情報システム部・ 法務管理部担当)	2015年6月	当社常務取締役 管理部門長 兼 海外事業部管掌
		2016年6月	当社代表取締役社長
		2021年4月	当社代表取締役 社長執行役員 (現任)

所有する当社株式の数

417,300株

在任年数 (本總會最終時)

13年

取締役会出席状況

17/17回

重要な兼職の状況

株式会社WEAVA 取締役

取締役候補者とした理由

八木隆夫氏は、2016年6月より代表取締役社長に就任した後は、常に強力なリーダーシップで当社グループの経営全般を牽引しており、新中期経営計画2029の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

みつ はし だい さく
三橋 大作 (1971年4月19日生)

再任



略歴、地位及び担当

1995年4月	株式会社ヤギ入社	2024年6月	当社取締役 常務執行役員 ブランド・リテール本部長
2016年4月	当社営業第二部門第三事業部長	2025年4月	当社取締役 常務執行役員 アパレル第二本部長 兼 ブランド・リテール本部長
2020年4月	当社執行役員 営業第二本部第三事業部長	2026年4月	当社取締役 常務執行役員 アパレル第二本部長 兼 リテール本部長 兼 事業支援本部長 (現任)
2022年6月	当社執行役員 ブランド・リテール事業本部長		
2023年4月	当社上席執行役員 ブランド・リテール本部長		
2024年4月	当社常務執行役員 ブランド・リテール本部長		

重要な兼職の状況

株式会社マルス 取締役

YAGI ITALY S.R.L. 取締役

株式会社WEAVA 取締役

所有する当社株式の数

14,000株

在任年数 (本總會最終時)

2年

取締役会出席状況

17/17回

取締役候補者とした理由

三橋大作氏は、当社において、量販店向け事業を中心としたアパレル事業における豊富な業務経験と実績を有しております。また2022年6月からは、ブランド・リテール事業本部全般の指揮を執っており、新中期経営計画2029の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

ふじもと たかふみ

藤本 貴史

(1967年6月21日生)

再任



略歴、地位及び担当

1993年4月 株式会社ヤギ入社
2018年4月 当社営業第二本部第二部門第一事業部長
2020年4月 当社執行役員 営業第二本部第二事業部長
2023年4月 当社上席執行役員 アパレル本部長
2024年4月 当社常務執行役員 アパレル本部長

2024年6月 当社取締役 常務執行役員 アパレル本部長
2025年4月 当社取締役 常務執行役員 アパレル第一本部長
2026年1月 当社取締役 常務執行役員 アパレル第一本部長
兼 第三事業部長
2026年4月 当社取締役 常務執行役員 アパレル第一本部長
(現任)

重要な兼職の状況

株式会社SOMIC 代表取締役社長

所有する当社株式の数

12,800株

在任年数 (本總會終結時)

2年

取締役会出席状況

17/17回

取締役候補者とした理由

藤本貴史氏は、当社において、通信販売向け事業を中心としたアパレル事業における豊富な業務経験と実績を有しております。また、2023年4月からはアパレル本部全般の指揮を執っており、新中期経営計画2029の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

ながと たかゆき

長戸 隆之

(1965年5月17日生)

再任



略歴、地位及び担当

1988年4月 株式会社八木商店 (現株式会社ヤギ) 入社
2010年10月 当社営業第二本部第四事業部長
2013年6月 当社取締役 営業第二本部第四事業部長
2019年4月 当社取締役 経営企画本部長
2021年4月 当社取締役 上席執行役員 イノベーション開発室長
2021年6月 当社取締役 退任
当社執行役員 イノベーション開発室長

2022年4月 当社執行役員 退任
出向 株式会社ヴィオレッタ 顧問
2022年5月 出向 株式会社ヴィオレッタ 代表取締役社長
2024年4月 当社上席執行役員 グローバルマテリアル本部長
兼 株式会社ヴィオレッタ 代表取締役社長
2025年6月 当社取締役 上席執行役員 グローバルマテリアル本部長
兼 株式会社ヴィオレッタ 代表取締役社長
(現任)

重要な兼職の状況

株式会社ヴィオレッタ 代表取締役社長
日本パフ株式会社 取締役

イチメン株式会社 取締役

所有する当社株式の数

21,600株

在任年数 (本總會終結時)

1年

取締役会出席状況

13/13回

取締役候補者とした理由

長戸隆之氏は、当社においてこれまで専門店向けアパレル事業を中心として培ってきた豊富な業務経験と実績をもとに、2022年5月からはグループ子会社経営にもその手腕を発揮しており、新中期経営計画2029の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

すぎ おか ひろ やす

杉岡 弘康

(1966年11月4日生)

新任



所有する当社株式の数

10,900株

略歴、地位及び担当

1989年4月 株式会社ヤギ入社
2015年4月 当社営業第四部門第二事業部長 兼 営業一課長
2017年4月 当社執行役員営業第二本部第一部門長代理
兼 第一事業部長
2018年6月 当社取締役 戦略事業推進部門長
2021年4月 当社取締役 上席執行役員 ブランド・リテール
事業本部長 兼 アパレル第二事業本部管掌
(第三事業部担当)
2022年5月 当社取締役 上席執行役員 ブランド・リテール
事業本部長 兼 TATRAS INTERNATIONAL
株式会社(現株式会社WEAVA)代表取締役社長

2022年6月 当社取締役退任
TATRAS INTERNATIONAL株式会社
(現株式会社WEAVA)代表取締役社長
2024年4月 当社上席執行役員 ブランド・リテール本部
副本部長 (WEAVA担当)
兼 株式会社WEAVA 代表取締役社長
2026年4月 当社上席執行役員 ブランド本部長
兼 株式会社WEAVA 代表取締役社長
(現任)

重要な兼職の状況

株式会社WEAVA 代表取締役社長

YAGI ITALY S.R.L. 取締役

取締役候補者とした理由

杉岡弘康氏は、当社においてマテリアル・アパレル事業における豊富な業務経験と実績を有しており、新中期経営計画2029の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、新たに取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

ひら まつ きみ と

平松 帝人

(1966年8月4日生)

新任



所有する当社株式の数

6,700株

略歴、地位及び担当

1990年4月 株式会社ヤギ入社
2019年4月 当社経営企画部門 グループ経営企画部長
兼 管理部門 経理部 経理総括グループ課長
2021年4月 当社経営管理部長

2024年4月 当社執行役員 コーポレート本部 財務経理部長
2025年4月 当社執行役員 コーポレート本部 副本部長
兼 財務経理部長 兼 人事総務部長
2026年4月 当社上席執行役員 経営統括本部長
(現任)

重要な兼職の状況

YAGI INTERNATIONAL INC.取締役

YAGI USA LLC マネージャー

取締役候補者とした理由

平松帝人氏は、当社において、経営企画など中枢部門で長年にわたる業務経験を積み、経営統括本部長として相当の知見を有することから、新中期経営計画2029の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、新たに当社取締役候補者としていたしました。

候補者番号

7

たま まき ひろ あき

玉 卷 裕 章

(1956年7月9日生)

再任

社外

独立



略歴、地位及び担当

1980年 4月	伊藤忠商事株式会社入社	2018年 3月	ユニーフamilリーマートホールディングス株式会社 取締役常務執行役員 プロジェクト担当
2010年 4月	同社執行役員 繊維カンパニー 繊維原料・ テキスタイル部門長		兼 株式会社UFI FUTECH 取締役副社長執行役員
2011年 4月	株式会社ファミリーマート 取締役常務執行役員 総合企画部	2019年 3月	伊藤忠商事株式会社 理事 (現任)
2013年 3月	同社取締役常務執行役員 商品本部長 兼 物流・品質管理本部長	2019年10月	株式会社アドインテ 取締役 (非常勤) (現任)
		2020年 3月	株式会社Indigo Blue シニア パートナー (現任)
2015年 3月	同社取締役常務執行役員 新規事業開発本部長	2023年 6月	当社社外取締役 (現任)

所有する当社株式の数

1,000株

在任年数 (本総会終結時)

3年

取締役会出席状況

17/17回

重要な兼職の状況

株式会社アドインテ 取締役 (非常勤)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

玉巻裕章氏は、総合商社に始まり長年にわたり豊富で多様な経営経験を有しており、これまで培ってきた経験を独立した立場から、当社の経営の監督に活かせると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 玉巻裕章氏は社外取締役候補者であります。
3. 玉巻裕章氏は、現在、当社の社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、玉巻裕章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は玉巻裕章氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約の締結について
当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役 (監査等委員である取締役を含む。) 及び執行役員です。本議案でお諮りする取締役候補者の八木隆夫氏、三橋大作氏、藤本貴史氏、長戸隆之氏、杉岡弘康氏、平松帝人氏及び玉巻裕章氏は既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
- 【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】**
- ①被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は全額当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。
- ②填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど一定の免責事由があります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者一覧

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	 やぎ たか お 八木 隆夫	代表取締役 社長執行役員	再任
2	 みつ はし だい さく 三橋 大作	取締役 常務執行役員 アパレル第二本部長 兼 リテール本部長 兼 事業支援本部長	再任
3	 ふじ もと たか ふみ 藤本 貴史	取締役 常務執行役員 アパレル第一本部長	再任
4	 なが と たか ゆき 長戸 隆之	取締役 上席執行役員 グローバルマテリアル本部長 兼 (株)ヴィオレッタ 代表取締役社長	再任
5	 すぎ おか ひろ やす 杉岡 弘康	上席執行役員 ブランド本部長 兼 (株)WEAVA 代表取締役社長	新任
6	 ひら まつ きみ と 平松 帝人	上席執行役員 経営統括本部長	新任
7	 たま まき ひろ あき 玉巻 裕章	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員

ご参考

当社の取締役 に期待する分野・専門性

氏名	 会社経営 企業戦略	 事業・ マーケティング	 国際性・ 海外ビジネス	 ガバナンス・ リスクマネジメント	 財務・会計	 サステナビリティ・ ダイバーシティ
八木 隆夫	○		○	○		○
三橋 大作		○	○	○		○
藤本 貴史		○	○	○		○
長戸 隆之		○	○	○		○
杉岡 弘康		○	○	○		○
平松 帝人				○	○	○
玉巻 裕章 [社外・独立]	○	○	○			○

※ 各取締役の有するスキルは、すべてのスキルを表すものではありません。
また、社外取締役の事業の知見は経験した異業種を指しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である取締役の山本浩志氏の補欠として、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なか にし あつし
中西 淳 (1964年9月28日生)



略歴、地位及び担当

1987年4月 株式会社八木商店（現株式会社ヤギ）入社

2019年4月 当社総務部門 物流部長

2021年10月 当社内部統制グループ長（現任）

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

中西淳氏は、当社において、内部統制部門などコーポレートガバナンスにおける業務経験を積み、相応の知見を有することから、当社の監査・監督機能の強化に寄与できると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数

5,300株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補することとしております(但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は除く)。中西淳氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2017年6月29日開催の第105期定時株主総会において、年額6億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。また、これとは別に、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、2025年6月27日開催の第113期定時株主総会において、年額1億4千万円以内、譲渡制限付株式報酬として発行または処分される当社の普通株式の総数を年4万4千株以内にご承認いただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬の一部を業績連動型譲渡制限付株式報酬に改定することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役の株式報酬は、Ⅰ：業績に連動しない譲渡制限付株式報酬（以下「リストラクテッド・ストック」という。）、Ⅱ：業績連動型譲渡制限付株式報酬の2種類となります（Ⅰ、Ⅱの報酬制度を総称して以下「本制度」という。）。

本議案の内容は、上記の目的を達成するために必要かつ合理的な内容となっております。また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告Ⅱ. 会社の現況に関する事項3. 会社役員に関する事項（2）取締役の報酬等に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを予定しております（変更後の方針については、【ご参考】に記載のとおりです）。しかるころ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象となる取締役は6名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1)	対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）
(2)	株式報酬の付与のために支給する金銭報酬の総額	リストラクテッド・ストック及び業績連動型譲渡制限付株式報酬の合計で年額2億6千万円を上限とします。
(3)	対象取締役に交付される当社普通株式の上限・1株当たりの払込金額	<p>リストラクテッド・ストック及び業績連動型譲渡制限付株式報酬の合計で年4万株（注）以内とします（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限が合理的に調整されるものとします。）。</p> <p>対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、上記（2）の範囲内で付与された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとします。</p> <p>1株当たりの払込金額は、取締役会決議日の前営業日における当社の普通株式の終値とします（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とします。）。</p>

(4)	対象取締役に交付される当社普通株式の算定方法	<p>■ リストリクテッド・ストック 毎年一定の時期に、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案して決定した基準株式数に相当する数の当社の普通株式を交付します。</p> <p>■ 業績連動型譲渡制限付株式報酬 当社の取締役会で定める業績評価期間（初回を2026年4月1日から2027年3月31日とし、以降、毎年の事業年度とする予定です。）の経過後、業績評価期間における業績の達成度等に応じた支給率に対象取締役の役位に基づいて定めた報酬額を乗じた金額を金銭報酬債権として付与し、当該金銭報酬債権を1株当たりの払込金額で除した値に相当する数の当社の普通株式を交付します。</p> <p>なお、業績評価期間において当社または当社グループ会社に損害を与える等、一定の非違行為があった場合は業績連動型譲渡制限付株式報酬を交付しないこととします。また、業績評価期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績連動型譲渡制限付株式報酬に代えて、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします（ただし、その金額は上記（2）の範囲内とします。）。</p>
(5)	譲渡制限期間	割当を受けた日より20年間から30年間までの間で、当社の取締役会が予め定める期間とします。

(注) 当社は2026年5月11日付「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」において、効力発生日を2026年7月1日とする株式分割（以下「本株式分割」といい、その概要は2026年6月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の保有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割するものです。）を開示しており、本株式分割の効力発生後は年12万株となります。

3. 対象取締役に交付される当社の株式に係る譲渡制限契約

本議案による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より20年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)退任時の取り扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、執行役員、使用人、顧問または相談役、その他これに準ずる地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役員、使用人、顧問または相談役、その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6)その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【ご参考】本議案が原案どおりに承認可決された場合に、取締役会で決議を予定する変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

第115期（2027年3月期）における当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は以下

((a)~(h)) のとおりです。

(a) 決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関し、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会への諮問・答申を経たうえで2026年6月27日開催の取締役会において決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する決議内容は次のとおりです。

(b) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようにするとともに、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。報酬の内訳としては固定報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等にて構成され、監査監督機能を担う取締役（監査等委員）については、その職務に鑑み固定報酬のみを支払うこととしております。これらの報酬体系及び水準の妥当性については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において継続的に検証を行うものとしております。

(c) 固定報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、代表取締役、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）とも、会社の業績、その貢献具合等を勘案し、代表取締役が原案を決め、指名・報酬委員会への諮問・答申を経たうえで、取締役会において決定することとしております。

(d) 業績指標の内容、業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬等の額については、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割と担当範囲を考慮したうえで係数を設定し、担当範囲の経常利益の実績に乗じたうえで、最終的な経営成果である当期純利益も加味して算出するものとする。この算定にあたっては、指名・報酬委員会への諮問・答申を経て、取締役会において決定することとしております。

(e) 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額もしくは数または算定方法の決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を付与する非金銭報酬制度を設けることとしております。当該譲渡制限付株式報酬は、Ⅰ：業績に連動しない譲渡制限付株式報酬（以下「リストラクテッド・ストック」という。）、Ⅱ：業績連動型譲渡制限付株式報酬の２種類です。

個別の割当数については、指名・報酬委員会への諮問・答申に基づき、取締役会において決定します。なお、譲渡制限付株式報酬の額及び数は第114期定時株主総会で決議されたとおり、固定報酬及び業績連動報酬等の報酬枠とは別枠として、総額は年額2億6千万円以内、総数は年4万株（普通株式）以内としております。

(f) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する固定報酬の額、業績連動報酬等の額、または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針に関する方針

固定報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、過去の慣例・慣習を元につつ、指名・報酬委員会においてその妥当性を検討したうえで決定しております。

なお、固定報酬と業績連動報酬等の支給割合は概ね45%対55%とし、業績連動報酬等に関しては上記(d)に記載の指標達成度等により0~200%の振幅を設けることとしております。固定報酬及び業績連動報酬等を合わせた報酬枠は第105期定時株主総会で決議されたとおり、年額6億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としております。

また、非金銭報酬等である譲渡制限付株式の付与数については、Ⅰ：リストラクテッド・ストックは、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割に応じて指名・報酬委員会への諮問・答申を経て、取締役会において決定することとしております。また、Ⅱ：業績連動型譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役会で定める業績評価期間の経過後、業績評価期間における業績の達成度等に応じた支給率に対象取締役の役位に基づいて定めた報酬額を乗じた金額を金銭報酬債権として付与し、当該金銭報酬債権を1株当たりの払込金額で除した値に相当する数の当社の普通株式を交付します。リストラクテッド・ストック及び業績連動型譲渡制限付株式報酬は、固定報酬及び業績連動報酬等の報酬枠とは別枠として上記(e)に記載のとおり、総額は年額2億6千万円以内、総数は年4万株（普通株式）以内としております。

(g) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して報酬等を与える時期に関する方針
以下いずれの報酬の決定においても、指名・報酬委員会への諮問・答申を経るものとしております。

- ・固定報酬

6月の定時株主総会後に開催される取締役会にて決議します。内容としては月払いする部分及び12月に支払う賞与部分としております。

- ・業績連動報酬等

6月の定時株主総会後に開催される取締役会にて決議し、翌日支払うこととしております。

- ・非金銭報酬等であるリストラクテッド・ストック

6月の定時株主総会後、1ヶ月以内に開催される取締役会で決議し、その翌月に付与することとしております。

- ・非金銭報酬等である業績連動型譲渡制限付株式報酬

取締役会で定める業績評価期間（毎年の事業年度）の経過後の6月の定時株主総会後、1ヶ月以内に開催される取締役会で決議し、その翌月に付与することとしております。

(h) その他（(a)に含まれていない事項）

監査等委員である取締役の報酬限度額は第105期定時株主総会で決議されたとおり、年額8千万円以内としております。

(各報酬構成要素の概要)

報酬の種類	概要						
固定報酬	[各役位の会社の業績とその貢献具合等に応じて設定する固定報酬] 代表取締役が原案を決め、指名・報酬委員会への諮問・答申を経たうえで、取締役会において決定し、月払い及び12月に支払う定期同額賞与						
業績連動報酬	[各事業年度における事業規模と収益性に係る業績目標の達成を促すことを目的とした現金報酬] 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割と担当範囲を考慮したうえで係数を設定し、担当範囲の経常利益の実績に乗じて算出する。また、最終的な経営成果である当期純利益も加味して、指標達成度等により0～200%の振り幅を設ける。この算定にあたっては、指名・報酬委員会への諮問・答申を経て、取締役会において決定し、年1回6月に支給						
リストラクテッド・ストック	[当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と価値共有を進めることを目的とした業績に連動しない譲渡制限付株式報酬] 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割に応じて指名・報酬委員会への諮問・答申を経て、取締役会において決定し、年1回8月に交付。交付された株式の譲渡制限期間は、割当を受けた日より20年間から30年間までの間で、当社の取締役会が予め定める期間とする。						
業績連動型譲渡制限付株式報酬	[中長期的な業績目標の達成に向けた毎事業年度の業績指標の達成による株主価値の向上を促すことを目的とした株式報酬] 連結ROEを業績評価指標とし、毎事業年度の目標値に対する達成度に応じて係数を設定し、各業績評価期間の終了後に譲渡制限付株式を交付。ROEの達成度による係数は下表のとおり						
達成率	120% 以上	110% 以上	100% 以上	90% 以上	80% 以上	80% 未滿	
係数	1.4	1.2	1.0	0.8	0.6	0	
譲渡制限の期間は、リストラクテッド・ストックと同じ							

以上

